

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年7月26日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

A系列砂ろ過設備工事（その3）

(2) 工事概要

ア ろ過砂の抜き取り及び充填作業（4池） 一式

イ 内部装置の製作及び取替作業（4池48基） 一式

ウ 運転調整（4池） 一式

(3) 工期

契約の日から平成23年3月11日まで

(4) 工事場所

京都市上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札は、京都市上下水道局競争入札有資格者名簿（工事）（以下「競争入札有資格者名簿（工事）」といいます。）における水道施設・機械設備工事の種目として実施し、参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

(1) 平成22年度の競争入札有資格者名簿（工事）に登録されていること。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規

定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）における「機械器具設置」又は「水道施設」の種目の総合評定値が1,000点以上であること。

(3) 平成7年度以降に国内において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、下水道法に規定する終末処理場のろ過池で1池の1日当たりの処理能力が7,800立方メートル以上の砂ろ過設備工事の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限ります。

(4) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者又は主任技術者を平成22年11月1日から当該工事に専任で配置することができること。ただし、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく、かつ、専任の必要もありません。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(6) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、平成21年7月1日以降に京都市上下水道局が公告した水道施設・機械設備工事の種目における一般競争入札において、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以

下「低入札価格調査」といいます。)を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札で低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

(1) 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成22年7月30日(金)午後5時まで

(3) 交付方法

(1)の上下水道局ホームページに掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 入札方式

ア 本件入札は、京都市電子入札システムにより行います。

イ 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者名義のもので、かつ、落札決定日の日時までの間において有効であるものに限ります。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信します。

(2) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。)を添付のうえ、京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 施工実績調書

上記 2 (3) に掲げる条件に該当する施工実績を記載することとします。

ウ 添付書類

上記 2 (2) 及び 2 (4) に掲げる条件に関する書類等

(3) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成 22 年 7 月 30 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成 22 年 8 月 5 日（木）に、確認結果を電子メールで送信しますので、京都市電子入札システムにより確認してください。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、設計図書を上記 3 (1) の場所で貸与しますので、資格確認通知後、速やかに交付を受けること。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成 22 年 8 月 9 日（月）までに、上記 3 (1) の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成 22 年 8 月 11 日（水）までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 競争入札参加資格の確認後，落札決定の日時までの期間に，京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後，落札決定の日時までの期間に，平成21年7月1日以降に京都市上下水道局が公告した当該種目における一般競争入札において，低入札価格調査を経て契約したことにより，新たな入札への参加を制限されたとき，又は落札決定に至っていない同種目の他の工事入札において低入札価格の対象になる応札を行ったとき。

ウ 競争入札参加資格の確認後，落札決定の日時までの期間に，要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ ア，イ及びウに掲げるもののほか，この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

平成22年8月19日（木），20日（金）及び23日（月）の午前9時から午後5時まで

(2) 開札日時

平成22年8月24日（火）午前9時から開札し，落札者を決定します。

なお，落札者に対しては，落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信します。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は，決定後，上記3(1)の場所で閲覧に供し，併せて上下水道局ホームページにおいて公表します。

(4) 入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札することとします。

6 落札者の決定方法及び低入札価格調査

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」といいます。）は、同制度による調査を実施しますので、開札日の翌日から2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除きます。）の午後5時までに低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を上記3(1)の場所に提出しなければなりません。

低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行います。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行いません。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、上記3(1)の場所において掲示しています。

7 低入札価格調査を経て落札者となった者の取扱い

(1) 本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する当該種目の入札には参加できないものとします。

(2) 前払金を契約金額の4割から2割に引き下げることとします。

(3) 契約保証金を契約金額の1割から3割に引き上げることとします。

(4) 中間前払金制度を適用しないこととします。

8 入札の無効

- (1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。
- (2) 本件入札及び本件入札と開札日を同じくする他の同種目の工事の入札において低入札調査基準価格を下回る額の応札（以下「低価格入札」といいます。）を複数の入札で行った場合は、その者の行った低価格入札はすべて無効とします。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 積算内訳書の提出
 - ア 入札参加者は、入札金額に対応する積算内訳書を添付し、電子入札システムに到達させることとします。
 - イ 積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとします。
 - ウ 積算内訳書は、入札の参加条件として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではありません。
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 必要
- (6) 前払金 有
- (7) 中間前払金又は部分払 契約時選択
- (8) 契約書作成の要否 要

（上下水道局総務部用度課）